

入管法案の廃案を求める

2023年6月7日

全国難民弁護団連絡会議 代表 渡邊彰悟

私たち全国難民弁護団連絡会議は、入管法案（政府案。以下「政府法案」）の廃案を求めます。

1 はじめに

今回の政府法案の問題点は、これまでも明らかにしてきた通りですが、審議が深まるにつれて、政府法案の立法事実の欠如、入管側の説明している立法事実とは真逆の事態の隠蔽等が明らかとなっており、これまでの入管側の説明による法案の前提となる立法事実は崩壊している。

2 日本に難民はほとんどいない発言の問題点

(1) 柳瀬房子参与員発言「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません」「ほかの参与員の方、約百名ぐらいおられますが、難民と認定できたという申請者がほとんどいないのが現状です」等

ア この柳瀬発言の真偽について、その執務状況を確認し、審議の過程で以下の点が明らかになった。

2022年の全体処理数 4740件 のうち 柳瀬氏担当 1231件（勤務日数 32日）

2021年の全体処理数 6741件 のうち 柳瀬氏担当 1378件（勤務日数 34日）

つまり、2021～2022年の柳瀬氏の平均処理件数は1日あたり40件程度になる。参与員の勤務が通常は半日（4時間程度）であることを考えると、1件あたり6分となる。

しかも、その処理案件は「臨時班」として割り振られたもので、もともと入管の判断として難民性の認められない案件を取り扱ってきたということであり、およそ、参与員が扱っている事案の全体を語ることはできない立場にあることが明白となった。

イ また、柳瀬氏は法務省会合「収容と送還に関する専門部会」の第二回、2019年11月11日の時点で「これまで1500件の対面審査を行ってきた」と発言し、その後、上述の2021年4月21日の衆院法務委員会で、「これまで2000件の（対面）審査を行ってきたが、難民と認められたのは6件だけ」と発言した。

つまり、1年半で500件の対面審査を行ったということになり、その点も問題と

なった。

この問題に関し、齋藤法務大臣は「一般論から言って、1年6ヵ月で500件の対面審査は可能」と明言したが、その後撤回、「不可能」だとしたが、発言の中核部分であり、言い間違いとしてはあまりにも不自然・不可解である。

(2) 浅川晃広参与員発言

5月25日の参議院法務委員会で参考人として発言した浅川氏は現役の参与員であるが、その発言で「10年間の経験の中で約3900件を担当し、書面審査だけで年間1000件以上審査をしたこともある、1期日（通常は午後の半日）に書面審査をまとめて50件ぐらい処理」することがあると述べた。

この際、上記の処理のために、①難民認定申請書、②一次審査における申請者の供述調書、③（審査請求段階の）申述書の「ワンセット」を中心に読み、その結果、出身国情報に当てはめなくても棄却判断ができる案件の方が多く、出身国情報は「たまたま」当てはめなければならない程度であるとした。

不服審査に相応しくない、あまりに杜撰な審査の実態が明らかとなった。

(3) 日弁連推薦参与員のアンケートとその執務実態（全難連調査）

以上の2名に対して、全難連では日弁連合推薦の参与員（常設班所属の10名）にアンケートを実施し、その審査の実態をみたところ、年間の平均担当件数は36.3件であることが判明した。また、その後、ある参与員によれば難民認定率は18%程度であったとされているほか、元参与員であった阿部浩己教授も40件程の難民認定意見を残してきたということを述べており、柳瀬発言に偏ることの危険性が露になったといえることができる。

(4) 小括

以上のように、法案は、柳瀬参与員らの発言を根拠に政府法案の審議を進めようとしてきたものの、それがあまりにも実態と離れたもので、これらの発言を根拠に送還停止効の一部解除等の審議を進めることが、いかに真の難民をその保護から遠ざける結果になるかが明らかになったというべきである。

3 大阪入管医師の問題

今般、大阪出入国在留管理局の常勤医師が酒に酔って診察をしていたという深刻な問題が明らかとなった。しかも、この問題は、本年1月中には出入国在留管理庁に、2月下旬には齋藤健法相に伝達されていた。にもかかわらず、入管法改正案の審議が続く国会には報告されなかったというのである。

これまでの審議においても、法相が「常勤医師の確保等の医療体制の強化や職員の意

識改革の促進など、改革の効果が着実に表れてきていると思います」と述べ、西山政府参考人は「現在、収容施設が常時開設され診療所が置かれている主要六官署のうち、五官署においてそれぞれ一名の常勤医師を配置している状況にあります。一局、東京局横浜支局には配置できておりませんで、非常勤医師や外部病院受診により対応しているところがございます」としており、この問題の事実を隠して答弁をしていたことも明らかになった。

入管収容問題について、入管側の判断に委ねていることの危険性がここで明らかになったのであり、国連機関から勧告を受けている収容自体の司法的抑制及び収容期間の制限が不可欠であることが良く理解しうる。

しかも、問題は収容問題について適切な議論をする前提としての重要な事実を入管側が隠していたという点であり、国会審議を愚弄するものでもある。

4 結論

かかる状況の下でこれ以上の審議を継続することはできない。衆議院での審議もすべての客観的情報のないままになされてきたことは明らかである。本法案は採決に適さず、法務省はこれを撤回すべきであるし、国会はこれを廃案とすべきである。

以上

【本声明に関する連絡先】

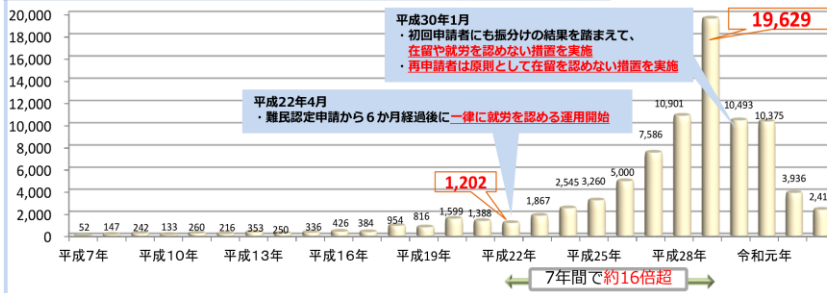
・全国難民弁護団連絡会議

東京都新宿区市谷砂土原町2-2木原造林市谷ビル2階

いずみ橋法律事務所内 Eメール: jlnt@izumibashi-law.net

難民認定制度の現状

難民認定申請者数及び庇護状況（庇護数等）の推移



(速報値)
R4年：約200人

	難民認定申請数	難民認定数	人道配慮数
H22年	1,202人	39人	363人
H23年	1,867人	21人	248人
H24年	2,545人	18人	112人
H25年	3,260人	6人	151人
H26年	5,000人	11人	110人
H27年	7,586人	27人	79人
H28年	10,901人	28人	97人
H29年	10,493人	20人	45人
H30年	19,629人	42人	40人
R1年	10,375人	44人	37人
R2年	3,936人	47人	44人
R3年	2,413人	74人	580人

R3.4.21 衆議院法務委員会 参考人質疑（難民審査参与員発言（概要））

- 参与員が、**入管として見落している難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません。**
- ほかの参与員の方、約百名ぐらいおられますが、難民と認定できたという申請者がほとんどいないのが現状です。
- 観光、留学、技能実習などの正規のビザで入ってきた後に、**本来の目的から外れた段階で難民申請をするケース**や、また、中には、**不法滞在や犯罪で退去強制手続に入ってから難民申請するケース**も多く（後略）
- **難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいない**ということ、皆様、是非御理解ください。

難民認定手続中は送還が一律停止 ⇒ 難民認定制度の誤用・濫用が疑われる事案の発生

【事例1】

- ① 不法入国後の「殺人、入管法違反」により、**懲役12年の実刑判決**
- ② 上記①**刑務所出所後**、入管施設に収容中に**難民認定申請**し、**現在仮放免中**（現在、難民認定申請2回目審査中）

【事例2】

- ① 正規在留中の「**強制わいせつ致傷**」により、**懲役4年の実刑判決**【前科1】
- ② 上記①**刑務所出所後**、入管施設に収容中に**難民認定申請**し、その後、**仮放免許可**
- ③ 上記②**仮放免許可後**、「**強姦致傷**」により、**懲役6年の実刑判決**【前科2】
- ④ 上記③**刑務所出所後**、**現在入管施設に収容中**（現在、難民認定申請3回目審査中）

※ 全て令和3年12月末時点の状況 3